

改定後	改定前
<p>＜南都パーチェシングカード特約＞</p> <p>第1条（<u>会員等</u>）</p> <p>南都カードサービス株式会社（以下「当社」という）に、本特約および南都VISAカード法人会員規約（コーポレートカード用・会社一括方式）（以下「法人会員規約」という）を承認のうえ入会申込みをした法人<u>また</u>は非法人たる団体（以下まとめて「法人」という）のうち、当社が適格と認めた法人を法人会員（以下「会員」という）とし、<u>パーチェシングカードを発行します。この場合、本特約が適用され、本特約は法人会員規約と一体をなすものとし、本特約と法人会員規約との間に矛盾・抵触がある場合は本特約を優先するものとし</u>ます。</p>	<p>＜南都パーチェシングカード特約＞</p> <p>第1条（<u>法人</u>会員）</p> <p>南都カードサービス株式会社（以下「当社」という）は<u>当社</u>に<u>対し</u>、本特約および南都VISAカード法人会員規約（コーポレートカード用・会社一括方式）（以下「法人会員規約」という）を承認のうえ入会申込みをした法人<u>又</u>は非法人たる団体（以下まとめて「法人」という）のうち、当社が適格と認めた法人を法人会員（以下「会員」という）とします。</p>



規約および本特約に基づきそのカード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。ただし、使用者は、使用者に対して貸与されたカードの利用代金についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。会員および使用者は、当社から会員および使用者のいずれかに対する履行の請求が、他方に対しても効力を生じるものとすることに同意します。

5. 当社が、本条に基づき貸与するカードの規格、仕様およびデザインは、V I S A インターナショナルサービスアソシエーション(以下「国際提携組織」という)が定める規定により、当社が定めます。

6. カードの発行およびその他の取扱いは、法人会員規約および本特約の定めによる他、当社および国際提携組織が定めるカード取扱要領によるものとします。会員は、カードの発行権および所有権が当社にあることを認めるものとします。

基づきそのカード情報利用代金(会員宛の明細書には「コーポレートカード請求明細書」と表記)について全て支払いの責を負うものとします。ただし、使用者は、使用者に対して貸与されたカード情報の利用代金についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。

5. 当社が、本条に基づき貸与するカードの規格、仕様およびデザインは、V I S A インターナショナルサービスアソシエーション(以下「国際提携組織」という)が定める規定により、当社が定めます。

6. カード情報の発行およびその他の取扱いは、本規約および法人会員規約の定めによる他、当社および国際提携組織が定めるカード取扱要領によるものとします。会員は、カード情報の発行権および所有権が当社にあることを認めるものとします。

改定後	改定前
<p>&lt;南都パーチェシングカード特約&gt; 第3条（カードの利用目的） 会員および使用者は、以下の項目に係る支払いにのみカードを利用できるものとします。ただし、以下の項目以外の支払いにカードを利用した場合でも、<u>会員および使用者</u>はカード利用代金について全て支払いの責を負うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）事務用品費</li> <li>（2）消耗品費</li> <li>（3）器具備品費</li> <li>（4）図書費</li> <li>（5）通信費</li> <li>（6）その他別途当社が適当と認めたもの</li> </ul>	<p>&lt;南都パーチェシングカード特約&gt; 第3条（カード<u>情報</u>の利用目的） 会員および使用者は、以下の項目に係る支払いにのみカード<u>情報</u>を利用できるものとします。ただし、以下の項目以外の支払いにカード<u>情報</u>を利用した場合でも、会員はカード利用代金について全て支払いの責を負うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）事務用品費</li> <li>（2）消耗品費</li> <li>（3）器具備品費</li> <li>（4）図書費</li> <li>（5）通信費</li> <li>（6）その他別途当社が適当と認めたもの</li> </ul>
<p>&lt;南都パーチェシングカード特約&gt; 第4条（特約の変更、承認） 本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にカード情報を利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。<u>また、会員および管理責任者は当該通知があったときは改定内容を従業員等に周知するものとします。</u></p>	<p>&lt;南都パーチェシングカード特約&gt; 第4条（特約の変更、承認） 本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にカード情報を利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</p>
<p>第5条（<u>有効期間</u>） <u>本特約の有効期間は、法人会員規約と同一とします。</u></p>	<p>第5条（<u>本特約の優越</u>） <u>本特約の内容と法人会員規約の内容が相違する場合、本特約が優先して適用されるものとします。</u></p>

改定後	改定前
<p data-bbox="129 295 794 376">&lt;部署名義等のパーチェシングカード取扱いに関する特約&gt;</p> <p data-bbox="129 385 794 432"><u>第1条（会員等）</u></p> <p data-bbox="129 441 794 1144"><u>南都カードサービス株式会社（以下「当社」という）に、本特約、南都VISAカード法人会員規約（コーポレートカード用・会社一括方式）（以下「法人会員規約」という）および南都パーチェシングカード特約を承認のうえ入会申込みをした法人または非法人たる団体（以下まとめて「法人」という）のうち、当社が適格と認めた法人を法人会員（以下「会員」という）とし、当社が認めた部署名義等（部署名等の自然人以外の名称）のパーチェシングカード（以下「カード」という）を発行します。この場合、本特約が最優先で適用され、本特約は、法人会員規約およびパーチェシングカード特約と一体をなすものとし、本特約と法人会員規約またはパーチェシングカード特約との間に矛盾・抵触がある場合は本特約が優先するものとします。</u></p>	<p data-bbox="794 295 1453 376">&lt;部署名義等のパーチェシングカード取扱いに関する特約&gt;</p> <p data-bbox="794 441 1453 954"><u>南都VISAカード法人会員規約（コーポレートカード用・会社一括方式）（以下「法人会員規約」という）および南都パーチェシングカード特約を承認のうえ、南都カードサービス株式会社（以下「当社」という）に入会を申込み、当社が入会を認めた法人（以下「会員」という）に対し、当社が認めた部署名義等（部署名義等自然人以外の名称）のパーチェシングカードを発行する場合には、法人会員規約第2条第1項、第2項、および第3条および南都パーチェシングカード特約第2条第1項、第2項、および第3条にかかわらず、以下の通りとします。</u></p>

改定後	改定前
<p data-bbox="129 297 794 376">&lt;部署名義等のパーチェシングカード取扱いに関する特約&gt;</p> <p data-bbox="129 387 794 432">第2条（使用者名義の特則）</p> <p data-bbox="129 443 794 857">1. 会員は、カードを使用する部署名義等を使用者として届出ることができるものとし、当社が適当と認めた場合、当社は届出された組織名称・会員番号・有効期限等（以下「<u>会員番号等</u>」という）を表面に印字<u>または登録</u>したカードを会員に貸与し、または当社所定の方法で会員番号等（以下まとめて「<u>カード情報</u>」という）を通知します。会員は、貸与または通知されたカード情報を善良なる管理者の注意をもって管理するものとしします。</p> <p data-bbox="129 869 794 1014">2. 会員はカードが貸与されている場合、<u>カードのカード名義人、および署名欄について、部署名義にて印字・署名し、カードを利用するものとしします。</u></p>	<p data-bbox="794 297 1453 376">&lt;部署名義等のパーチェシングカード取扱いに関する特約&gt;</p> <p data-bbox="794 387 1453 432">第1条（使用者名義の特則）</p> <p data-bbox="794 443 1453 857">1. 会員は<u>クレジットカード（以下「カード」という）</u>を使用する部署名義等を使用者として届出ることができるものとし、当社が適当と認めた場合、当社は届出された組織名称・会員番号・有効期限等（以下「<u>会員情報</u>」という）を表面に印字したカードを会員に貸与、または当社所定の方法で会員番号等（以下まとめて「<u>カード情報</u>」という）を通知します。会員は貸与又は通知されたカード情報を善良なる管理者の注意をもって管理するものとしします。</p> <p data-bbox="794 869 1453 958">2. 会員は<u>貸与された</u>カードに署名をしないものとしします。</p>

改定後	改定前
<p data-bbox="129 297 794 376">&lt;部署名義等のパーチェシングカード取扱いに関する特約&gt;</p> <p data-bbox="129 387 794 432">第3条（カード情報の利用）</p> <p data-bbox="129 443 794 712"><u>1. カード情報は、会員および管理責任者の管理の下で利用するものとし、南都パーチェシングカード特約第3条（1）から（6）の利用目的にかかわらず、会員および管理責任者が必要と認めた場合、法人会員規約第26条に定める事業費決済の範囲内で利用できるものとし、</u></p> <p data-bbox="129 723 794 1149"><u>2. カードが貸与されていない場合には、当社もしくは他のクレジットカード会社があらかじめ承認している特定の加盟店において、カードを提示することなく、会員番号等を、当該加盟店に対し、オンラインによる送付、取引の申込み文書への記入、電話による告知のいずれかの方法で通知することにより、カード情報を利用することができるものとし、店頭取引においてはカード情報を利用しないものとし、</u></p> <p data-bbox="129 1160 794 1529"><u>3. カードが貸与されており、店頭で利用する場合には、原則、暗証番号を店頭端末機に入力して行うものとし、暗証番号の入力が利用できない場合のみ売上票等への署名を行うものとし、</u>なお、カード署名欄が個人名でないこと等により加盟店にカード利用を拒否される場合があることにつき会員はあらかじめ同意するものとし、当社に対して何ら異議を申し立てないものとし、</p> <p data-bbox="129 1541 794 1731"><u>4. 会員は、本条の利用目的の範囲内であるかを問わず、当該会員番号で利用されたカード情報の利用代金についてすべて支払いの責を負うものとし、当該利用を否認することはできないものとし、</u></p>	<p data-bbox="794 297 1453 376">&lt;部署名義等のパーチェシングカード取扱いに関する特約&gt;</p> <p data-bbox="794 387 1453 432">第2条（カード情報の利用）</p> <p data-bbox="794 443 1453 1294"><u>カード情報の利用は、会員および管理責任者の管理の下で利用するものとし、南都パーチェシングカード特約第3条（1）から（6）の利用目的にかかわらず、会員および管理責任者が必要と認めた場合、法人会員規約第26条に定める事業費決済の範囲内で利用できるものとし、</u>また、カードが貸与されていない場合には、当社もしくは他のクレジットカード会社があらかじめ承認している特定の加盟店において、カードを提示することなく、カード情報を当該加盟店に対し、オンラインによる送付、取引の申込み文書への記入、電話による告知のいずれかの方法で通知することにより、カード情報を利用することができるものとし、店頭取引においては、カードを利用しないものとし、<u>会員は本条の利用目的の範囲内であるかを問わず、当該会員番号で利用されたカード情報の利用代金について全て支払いの責を負うものとし、当該利用を否認することはできないものとし、</u></p>

改定後	改定前
<p>＜部署名義等のパーチェシングカード取扱いに関する特約＞</p> <p>第4条（タクシーチケット取扱いの特則）</p> <p>会員がタクシーチケットを利用する場合は、タクシーチケットに関する特別規約第4条第1項にかかわらず、<u>会員氏名の署名に代えて</u>会員が当社に<u>届出た</u>組織名称および当該チケット利用者の氏名をタクシーチケット署名欄に記入のうえ、乗務員に交付するものとします。</p>	<p>＜部署名義等のパーチェシングカード取扱いに関する特約＞</p> <p>第3条（タクシーチケット取扱いの特則）</p> <p>会員がタクシーチケットを利用する場合は、タクシーチケットに関する特別規約第4条1項にかかわらず、<u>第1条に定める</u>会員が当社に届け出た組織名称および当該チケット利用者の氏名をタクシーチケット署名欄に記入のうえ、乗務員に交付するものとします。</p>

改定後	改定前
<p>＜部署名義等のパーチェシングカード取扱いに関する特約＞</p> <p>第5条（カード情報の管理）</p> <p>1. 会員は、カード情報毎に、法人会員規約第2条第2項の管理責任者を指定するものとします。</p> <p>2. 会員および管理責任者は、カード情報を自ら使用し、または会員に所属する役員・従業員（臨時雇用、嘱託を除く。以下まとめて「従業員等」という）に使用させることができるものとします。従業員等へ<u>カード</u>情報を使用させる場合、会員および管理責任者は南都パーチェシングカード特約第3条ならびに本特約第3条に定める範囲で利用するよう徹底するものとします。また、会員および管理責任者は自らまたは従業員等をしてカード情報を違法な取引に使用しあるいは<u>使用</u>させてはならず、善良なる管理者の注意をもって自ら<u>カード情報</u>を使用または従業員等に使用させ、これを管理するものと<u>します</u>。会員および管理責任者は、当社がカード情報の管理状況等の報告を求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>3. 会員および管理責任者は、法人会員規約第26条ならびに本特約第3条の定めに従い<u>カード</u>情報を加盟店に通知等する場合を除き、自らまたは従業員等をして他人に<u>カード</u>情報を通知・漏洩等をし、あるいはさせてはならないものとします。</p> <p>4. カード情報の使用、管理に際して、<u>会員</u>もしくは管理責任者が本条第2項ないし第3項に違反し、その違反に起因してカード情報が不正に利用された場合、あるいは会員の従業員等によるカード情報の使用あるいは通知・漏洩等に起因してカード情報が不正に利用された場合、会員は、本特約に基づきそのカード情報の利用代金について全て支払いの責を負うものとします。</p> <p><u>5. 会員は、管理責任者をして本特約の会員の義務の履行を補助させるものとし、会員の義務を遵守さ</u></p>	<p>＜部署名義等のパーチェシングカード取扱いに関する特約＞</p> <p>第4条（カード情報の管理）</p> <p>1. 会員は、カード情報毎に、法人会員規約第2条第2項の管理責任者を指定するものとします。</p> <p>2. 会員および管理責任者は、カード情報を自ら使用し、または会員に所属する役員・従業員（臨時雇用、嘱託を除く。以下まとめて「従業員等」という）に使用させることができるものとします。従業員等へ<u>会員</u>情報を使用させる場合、会員および管理責任者は南都パーチェシングカード特約第3条ならびに本特約第2条に定める範囲で利用するよう徹底するものとします。また、会員および管理責任者は自らまたは従業員等をしてカード情報を違法な取引に使用しあるいはさせてはならず、善良なる管理者の注意をもって自ら使用または従業員等に<u>カード情報</u>を使用させ、これを管理するものとする。会員および管理責任者は、当社がカード情報の管理状況等の報告を求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>3. 会員および管理責任者は、法人会員規約第26条ならびに本特約第2条の定めに従い<u>会員</u>情報を加盟店に通知等する場合を除き、自らまたは従業員等をして他人に<u>会員</u>情報を通知・漏洩等をし、あるいはさせてはならないものとします。</p> <p>4. カード情報の使用、管理に際して、<u>法人</u>もしくは管理責任者が本条第2項ないし第3項に違反し、その違反に起因してカード情報が不正に利用された場合、あるいは会員の従業員等によるカード情報の使用あるいは通知・漏洩等に起因してカード情報が不正に利用された場合、会員は、本特約に基づきそのカード情報<u>によるカード情報</u>の利用代金について全て支払いの責を負うものとします。</p>

せるものとしします。

6. 会員はカードが貸与されている場合に暗証番号の変更を希望する際は、当社の判断により、カードを再発行する方法で暗証番号の変更を行うことが出来るものとしします。ただし、再発行にかかる手数料は会員が負担するものとしします。

改定後	改定前
<p>＜部署名義等のパーチェシングカード取扱いに関する特約＞</p> <p>第6条（契約違反）</p> <p>1. 本特約に関連し、当社および第三者に損害が発生した場合、会員は、その損害を賠償する責を負い、<u>当社に一切迷惑をかけないものとします。</u></p> <p>2. 会員が本特約に定める規約に違反した場合においても、法人会員規約第12条および第14条における契約（<u>規約</u>）違反とみなすものとし、各条項が適用されるものとします。</p>	<p>＜部署名義等のパーチェシングカード取扱いに関する特約＞</p> <p>第5条（契約違反）</p> <p>1. 本特約に関連し、当社および第三者に損害が発生した場合、会員は、その損害を賠償する責<u>め</u>を負い当社に一切迷惑をかけないものとします。</p> <p>2. 会員が本特約に定める規約に違反した場合においても、法人会員規約第12条および第14条における契約違反とみなすものとし、各条項が適用されるものとします。</p>
<p>＜部署名義等のパーチェシングカード取扱いに関する特約＞</p> <p>第7条（特約の変更、承認）</p> <p>本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にカード情報を利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。また、会員および管理責任者は当該通知があったときは改定内容を従業員等に周知するものとします。</p>	<p>＜部署名義等のパーチェシングカード取扱いに関する特約＞</p> <p>第6条（特約の変更、承認）</p> <p>本特約の変更については、<u>当社から変更内容を通知</u>した後、または新特約を送付した後にカード情報を利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。また、会員および管理責任者は当該通知があったときは改定内容を従業員等に周知するものとします。</p>
<p>＜部署名義等のパーチェシングカード取扱いに関する特約＞</p> <p><u>第8条（有効期間）</u></p> <p><u>本特約の有効期間は、法人会員規約と同一とします。</u></p>	<p>＜部署名義等のパーチェシングカード取扱いに関する特約＞</p> <p><u>第7条（本特約の優越）</u></p> <p><u>本特約の内容と法人会員規約の内容が相違する場合、本特約が優先して適用されるものとします。</u></p>